

熱海市児童発達支援センター条例をここに公布する。

平成30年3月16日

熱海市長 齊 藤 栄

熱海市条例第2号

熱海市児童発達支援センター条例

(趣旨)

第1条 この条例は、熱海市児童発達支援センターの設置及び管理について、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 心身の発達に支援を必要とする児童（以下「児童」という。）に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行うことにより、児童の心身の健やかな育成を図るため、熱海市児童発達支援センター（以下「センター」という。）を熱海市上多賀に設置する。

(事業)

第3条 センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援を行う事業
- (2) 法第6条の2の2第5項に規定する保育所等訪問支援を行う事業
- (3) 法第6条の2の2第6項に規定する障害児相談支援を行う事業
- (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条第3項の規定により行う事業であって、規則で定めるもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、前条に規定する目的を達成するために必要があると市長が認める事業

2 前項第1号に規定する事業に係る児童の定員は、1日につき20人を上限とする。

(開所時間及び休所日)

第4条 センターの開所時間及び休所日は、次のとおりとする。ただし、第8条第1項の規定による指定管理者（以下「指定管理者」という。）が特に必要があると認めるときは、市長の承認を得てこれを変更することができる。

- (1) 開所時間 午前8時30分から午後5時まで
- (2) 休所日 熱海市の休日定める条例（平成5年熱海市条例第1号）第1条第1項に規定

する日

(利用の承認)

第5条 センターを利用しようとする法第21条の5の5第1項の規定による通所給付決定を受けた児童の保護者は、あらかじめ、指定管理者の承認を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の承認には、センターの管理のために必要な限度において、条件を付することができる。

(利用の制限又は承認の取消し)

第6条 指定管理者は、前条第1項の承認を受けた保護者の申出による場合のほか、次の各号のいずれかに該当するときは、センターの利用を制限し、又は同項の承認を取り消すことができる。

(1) この条例に違反したとき。

(2) センターを利用する児童及び保護者並びにその家族が感染症等の疾患を有し、他の児童に感染させるおそれがあるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、その利用を不相当と認めるとき。

(損害賠償の義務)

第7条 センターの施設、設備等を損傷し、又は滅失した者は、これを原状に回復し、又はその損害額を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(指定管理者による管理)

第8条 市長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体で市長が指定するものに、センターの管理に関する業務を行わせるものとする。

2 前項のセンターの管理に関する業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

(1) 第3条第1項各号に規定する事業の実施に関する業務

(2) センターの維持管理に関する業務

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める業務

(指定管理者の指定の手續等)

第9条 指定管理者の指定の手續等については、熱海市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成17年熱海市条例第6号。以下「指定手續条例」という。)の定めるところによる。

(利用料金の納付)

第10条 第3条第1項第1号から第4号までに規定する事業のサービスを受けた児童の保護者は、指定管理者に対し、次の各号に掲げるサービスの区分に応じ、当該各号に定める額の利用料金を納付しなければならない。

(1) 第3条第1項第1号又は第2号に規定する事業のサービス 法第21条の5の3第1項に規定する通所特定費用の額及び法第21条の5の3第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額の合計額

(2) 第3条第1項第3号に規定する事業のサービス 法第24条の26第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額

(3) 第3条第1項第4号に規定する事業のサービス 規則で定める額

2 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 第9条の規定による指定管理者の指定の手續等については、この条例の施行の日前においても、指定手續条例の規定の例により行うことができる。

(熱海市議会の議決に付すべき公の施設の廃止又は長期かつ独占的利用に関する条例の一部改正)

3 熱海市議会の議決に付すべき公の施設の廃止又は長期かつ独占的利用に関する条例（昭和39年熱海市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(25) 児童発達支援センター